

<在日>，“国民”の狭間を生きて

文 京洙

はじめに

韓国，北朝鮮，そして日本という，住民の等質性や凝集力の飛びぬけて高い国の狭間であって，戦後の在日朝鮮人ほど，“国民”や“民族”にまつわるつよい磁場のなかを生きたマイノリティも少ないかもしれない。とりわけ，第二次大戦のおわりから日本で高度成長が進展した60年代にいたる時期は，日本と南北朝鮮の双方で一枚岩の国民への内圧が極度に高まり，その過程で在日朝鮮人に対する国民や国籍の論理による切り分けや囲い込みがすすむ。私はこれまで，このいわば“国民化”の過程を，旧植民地出身者の選挙権や日本国籍の剥奪，さらに在日朝鮮人運動の路線転換（1955年）といった，主として敗戦から50年代に至る日本社会や在日朝鮮人運動の動向を通して考えてきた¹⁾。この報告ではこの過程を「再版国民化」の問題として，米軍政下の制度改革から新しい国民形成にむかった韓国での動向なども交えて改めてスケッチしてみたい。

もし，第二次大戦後から50年代にかけての時期が“国民化”の時代であるとすれば，80年代後半以降のグローバル化の時代は，そういう“国民”の観念がようやく揺らぎ始める時代であるといえる。一枚岩の民族や国民への強い執着を秘めた韓国社会でさえ，90年代後半以降そうした“国民”という観念の揺らぎが明らかとなる。

だが，同じ90年代後半以降の日本社会では，早くも，“国民”の揺らぎへの反動や揺り戻しとも言うべき動き——新しいナショナリズム——が，競争社会の重圧に液状化した社会の深部をとらえ始める。在日朝鮮人も，これを「新植民地主義」と呼ぶかどうかはともかく，そういう新しいナショナリズムに根ざす「国民化」の圧力にあらためて直面している。そして，在日朝鮮人が，日本に生きるマイノリティとしていかにこの「国民化」の圧力，つまり国民や国籍の論理による切り分けや囲い込みの圧力をいかに拒みつづけることのできるのか，この報告では，その手がかりを最近の韓国での動向から探してみたい。

“再版国民化”

在日朝鮮人の来歴を強制連行（戦時労働動員）に求める議論を“ウソ”や“神話”であるとする「嫌韓流」の主張に対して，朴正明は，次のように反論している。すなわち，そもそも「在日朝鮮人の一世の多くが戦時労働動員以前の時期から日本に在留していた人々だとする見解は，少なくとも在日朝鮮人史研究の分野では久しく常識に属する」²⁾という。つまり「強制連行の神話」ということそのものがある種の“神話”なのだという。実際，朝鮮人の日本への渡航が本

格化するのは戦時動員のはるか以前、すなわち日本が第一次大戦の軍需景気に沸いた1910年代の後半頃からであり、「強制連行」の始まる前年（1938年）までにすでに80万人が日本に住んでいた。日本の敗戦から一年余りの間に約150万人の朝鮮人が本国へ帰還したが、この人びとは「戦時動員」などによる在日歴の短い朝鮮人を主とするもので、日本に踏みとどまった60万人前後の人びとの大半は、30年代までにすでに日本で生活の根を降ろしていた、いわば“定住者”であった³⁾。

もちろん“定住”といってもその日常が「人が住む・暮らす」という言い方に値するものであったかどうかは疑わしいが、それでもそこに生きたことにともなう何某か——日本生まれの子（30年代には既に20 - 30%が日本生まれの二世であった）を含む親族とか、友人や近隣とかかわりとか、それなりの資産や家・土地とか——をそれはもたらしていた。つまり、植民地期に日本に根を降ろした朝鮮人たちは、“解放”という極めて流動的な状況にあって朝鮮にまつわるアイデンティティの濃淡や居住地選択の指向性などで実に多様な含みをもった集団となっていたといわなければならない。彼・彼女らに与えられるべき国籍としても、必ずしも自明なものと規定しえたわけではない。

日本占領を間近に控えた米国政府の一部もそういう在日朝鮮人の定住という事実を考慮して国籍選択の可能性に触れている⁴⁾。だが、けっきょく、GHQは、東アジアで新たに生まれつつあった国民国家の体系のなかで在日朝鮮人がいかなる地位に置かれるべきかについての明確で一貫した認識を示せないまま、治安上の観点からの一種の御都合主義に終始した。そんななかで在日朝鮮人の国籍問題は、おおむね、間接統治の下にあった日本政府の手に委ねられることになり、在日朝鮮人の外国人化ともいうべき過程がこうしてすすむ。

法形式上は依然として日本国民であった在日朝鮮人の選挙権の停止（45年12月の衆議院議員選挙法）に始まり、いわゆる「見なし規定」を通して在日朝鮮人を外国人管理の下に置いた外国人登録令（47年5月）を経て、単独講和の発効（52年4月）とともに旧植民地出身者の日本国籍の喪失を告げた法務府民事局長通達⁵⁾へといたる、この外国人化の過程についてはこれまで度々論じてきたのでここでは触れない⁶⁾。

いずれにしても、「焼け跡の民主化」（占領改革）にもかかわらず、日本人のアジア観や朝鮮人観は、占領下ではほとんど問い直されることなく潜在化し、いわば、混じり気のない生粋の日本人からなる“国民”としての蘇生こそが課題となっていた。それは、一面では明治期の天皇を中心とする一枚岩の国民形成の時代への回帰、その意味での「再版国民化」にほかならない。一民族一国家という感覚や理念は、「大東亜共栄圏」の夢の蹉跎を経たこの時期にこそ極まったといえるかもしれない。在日朝鮮人の外国人化の底流をなしたのも、敗戦後の日本人を捉えたそういう混じり気のない“国民”への指向であった。さらにこうして外国人とされた朝鮮人の日本への再入国は密入国とされ、密入国者の取締りや退去強制のシンボルとしての大村収容所が、新たな「〈外部〉あるいは〈他者〉との分割とその閉じ込め、排除によって自らを構成するような境界」⁷⁾として誕生する。

在日朝鮮人の外国人化は、朝鮮半島の側では、日韓併合以前の状態への「現状復帰」にほかならず、「日本国籍喪失措置がいかなる法的根拠・手続きによってなされようと、結果自体は当然のこと」⁸⁾として意識されていた。というよりも、解放直後の南朝鮮（48年8月建国以後は

韓国）では、在外朝鮮人の“現状復帰”は「民族解放の具体的な表現」であり、帰還同胞への援助が各種援護団体によって大々的に取り組まれている。新国家建設へと歩み始めた本国の人びとにとって「在日朝鮮人は解放民族のバロメーターであるとともに、そうした位置を体現する朝鮮ナショナリズムの前衛だった」⁹⁾とされる。だが、こうした“祖国”の呼びかけに呼応した在日二世たちは、「言語的差別」や「いじめ」の対象とされることも少なくなかったという。画一的な民族イメージを前提とする異質な他者への排除の眼差しは、被抑圧の側のナショナリズムのなかにも確実に貫かれていた。

ところで、前述の民事局長通達による国籍喪失の基準とされたのは戸籍であった。植民地期には同じ「日本臣民」となれながらも、朝鮮人は戸籍上「外地籍」（1923年の朝鮮戸籍法の制定以後は「朝鮮戸籍」）として差別される存在であり、「外地籍」・「内地籍」（朝鮮戸籍）の間の移動は婚姻や養子縁組などの身分行為がない限り許されなかった。そして、朝鮮戸籍は、解放後の米軍政下の南朝鮮でも維持され、48年5月の「国籍に関する臨時条例」や、12月に制定された父系血統主義に基づく国籍法での韓国人たる基準として事実上その有効性をたもった¹⁰⁾。

そして、この49年国籍法は、「儒教の家父長制を継承し、男性血統中心に単一民族国家を保存するという思考様式を反映したもの」¹¹⁾だとされる。いわばそれは、日本の植民地化によって挫折した大韓帝国期（1897年～1910年）の国民形成への営みを、共和制（民国）の旗印の下に再開するうえでの中核的制度として機能した。51年10月に始まる日韓会談でも、韓国側は、こうした国籍法にもとづいて「在日韓人が大韓民国国民であること」の確認をつよく求めている¹²⁾。

だが、この50年代初めのアジアは、中国革命を震源とする反帝民族革命の高揚期であり、在日朝鮮人の多くは、日本共産党の「軍事方針」（1951年2月日本共産党第四回全国協議会）のもとに韓米日の戦争体制に抵抗した。国という枠組みを越えた永続革命の理念が少ない在日朝鮮人を捉えていたといえる。50年代の半ばにはこの東アジア革命の嵐も遠のき、一転して平和共存と民族独立の理念が時代の思潮となる。アジアの自立と解放の問題が、国民国家としての自立の問題として自覚され始めていたわけであり、そういうなかで、54年8月、「日本に居住する朝鮮人」を「朝鮮民主主義人民共和国公民」であるとしてその権利保障を求める南日・北朝鮮外相の声明が発せられる。翌55年5月の総連（在日本朝鮮人総連合会）の結成（路線転換）は、北朝鮮政府の呼びかけに呼応して在日朝鮮人がその「海外公民」としての帰属を鮮明に打ち出したことを意味している。この公民化の論理は、やがて、日本政府の排除の論理と結びついて、そのほとんどが朝鮮半島の南部に故郷を持つ10万人近い在日朝鮮人の、北朝鮮への大量帰還を促すことになる¹³⁾。59年12月に始まるこの帰国事業は、第2次大戦から50年代にかけて朝鮮半島と日本ですすんだ「再版国民化」の過程が行きついた最も悲劇的な帰結をあらわしている。

グローバル化とナショナリズム

すでに述べたように、グローバル化の時代とは、50年代の「国民化」の時代に対応する「国民の揺らぎ」の時代としてひとまず特徴づけられる。80年代後半以降に急進展した日本社会の

多エスニシティ化は、日本人の他者認識を変え、法務省の「出入国管理基本計画（第二次）」（2000年）でさえ「日本人と外国人が円滑に共存・共生していく社会づくり」を強調する時代となっている。アジア認識をめぐっても90年代以降、様々な形で過去の“反省”や“謝罪”が語られ、おそらく時の首相として植民地支配や侵略戦争について「痛切な反省」を語った村山談話（95年）あたりが、そういう“反省”が国民的にも共有される度合いのピークであったかもしれない。逆に90年代後半以降は「国民意識」の立て直しやナショナリズムの復権への動きが目立っている。けっきょく、グローバル化は、この日本でもナショナリズムに新しい息吹を与え、ナショナルな記憶や「国民」の中身をめぐる綱引きを新しいレベルで顕在化させている。

いま、在日朝鮮人もそういう綱引きの渦中に揺れ動いている。2001年、韓国・朝鮮籍の特別永住者は、50万人の線をはじめて割り込み、1995年以降、その帰化者数が年1万人前後で推移していることから、21世紀の半ばには国籍上の在日朝鮮人はほぼ消滅することも予測されている。こうした、「帰化の雪崩現象」の背景については、父母両系主義にもとづく国籍法の改正（1985年）¹⁴や、かつては希望の星ともいえた北朝鮮の、経済生活や人権をめぐる目を覆うばかりの惨状など、様々に指摘できるが、新しいナショナリズムに根ざす「国民化」への圧力が一役買っていることは疑いない。

もちろん、かつてのように混じりけのない「日本国民」を前提に排除か同化を迫るような手法はいまではすっかりなりを潜めた。国籍取得（帰化）の条件も緩められ、文化的な背景や民族名などエスニックな個性を維持したままの国籍取得も可能となっている。2001年以降は植民地支配に由来する在日朝鮮人（特別永住者）については国籍取得を「届出制」（いわゆる羈束的日本国籍取得制度）にして日本国民のいわば外延に組み入れようとする動きも明らかになる。近年では、入管官僚のOBを中心に在日朝鮮人の日本国籍取得のための「国民運動」さえ提唱され¹⁵、これに呼応する在日朝鮮人も少なくない。

もちろん、歴史の経緯からして在日朝鮮人の日本国籍の取得は当然の権利であろう。だが、「52年通達」による国籍問題の一方的な処理を不問にしたうえに、外国人としての権利を制約したまま、そうした「国民運動」を提唱することは、新しい次元での国民や国籍の論理による囲い込みや切り分けを物語るものであるというほかない。たしかに、この間、指紋押捺制度や社会保障など、在日朝鮮人の国籍差別は大いに緩和されたけれども、地域社会の一員としての基本権にかかわる公務就任権と地方参政権は、2000年代に入ってあたかも日本社会の“国民”をめぐる固い岩盤に行き当たりでもしたかのように、足踏みや後退がつづいているのである¹⁶。

韓国、“単一民族”の揺らぎ

「帰化の雪崩現象」は、少なからず、朝鮮半島の両国の国民や民族をめぐる見方や政策にも関係している。すでに述べたように、韓国の国籍法は父系血統と言語・文化の等質性を中身とする単一民族へのつよいこだわりを写しだしていた。外国人住民の国籍取得の壁もあつく、5年以上の在留実績や「品位」とか“独立の生計”如何などが帰化要件として国籍法で規定されている他にも、法務部の国籍業務処理指針には面接や筆記試験を通して韓国語能力や風習の理解といった「国民としての素養」が試されることになっていた。

韓国の単一民族への執着は、韓国社会のほとんど唯一の外国人集団ともいえた中国人住民への仕打ちによく現れている。朝鮮半島には19世紀末から仁川などを中心に華人・華僑が住んだが、第2次大戦後、中国内戦を避けて山東省出身の中国人が大挙して韓国に流入し、貿易業を中心に成功した華人も少なくなかった。韓国政府はこの華人の国籍取得をほとんど許さなかったうえに、貿易・為替や土地取得などをめぐるひどい華人差別によって没落に追い込んだ。70年代中盤には多くの華人が韓国を後にせざるを得ず、最盛期には10万人の水準に達していた華人人口も2万人余りにまでその数を減らしている。こういう、そこに一切の異物の入り込むのを拒むような閉鎖的な民族主義は、当然、「国民としての素養」を欠く在日の二世や三世、さらには90年代に入って急増する中国朝鮮族への眼差しをも規定してきたといえる。さらに、こうした単一民族主義の病は、軍事政権の国家主義に対抗した80年代のいわゆる「運動圏」の抵抗的、もしくは南北統一志向のナショナリズムのうちにも多かれ少なかれ貫かれている。

だが、この頑なな単一民族主義の国にもグローバル化に伴う“国民”の揺らぎが顕著であり、ある意味でその変化の速さは日本以上である。91年以降の産業研修制度や雇用許可制（2004年）などによって移住労働者が急増し、韓国に滞在する外国人数は90年の5万人から、100万人近くまで増加した。単一民族主義や外国人差別の温床ともなっていた国籍法は、1997年に父母両系主義のそれに改定され、華人の国籍取得も容易となった。最近では各地でチャイナ・タウンが建設され、いまや在韓華人は巨大市場・中国との橋渡し役としてもてはやされている。さらに2006年には、婚姻数の13%が国際結婚で、深刻な嫁不足に悩む農村部でその比率はなんと30%を上回った。外国人の人権擁護や「多文化共生」を目指す市民運動や宗教界、自治体の取り組みが本格化し、2005年8月には日本に先立って定住外国人の地方参政権が認められ、永住権をもち満3年が過ぎた18歳以上の外国人6,726人が選挙権を得ている。本年4月には在韓外国人の人権擁護や社会適応を目指す「外国人処遇基本法」が制定され、外国人政策の系統的なとりくみがスタートした。

いま韓国人は、移住労働者や外国人花嫁といった異質な他者の日常世界での急増に戸惑いながらも、その他者認識を確実に変容させつつある。99年の「在外同胞法」¹⁷⁾の制定に見られるように、在日朝鮮人を含む海外コリアンへの見方や処遇も変わりつつある。本年6月28日、憲法裁判所が在外国民への国政選挙権の制限に違憲判断を下し、韓国籍をもつ在外コリアンの大統領選挙など国政選挙への参加が実現する見込みとなった。

注目されるのは、「在外同胞法」制定をめぐる議論の過程で米国籍など外国籍コリアンの二重国籍の許容が考慮されたことである。けっきょく、「関係国の属人的な管轄権」¹⁸⁾をめぐる摩擦が懸念されて、二重国籍は実現せず、97年の国籍法改正でも父母のどちらかが外国人である場合かなり厳格な国籍選択制度が採られた（22歳までに外国国籍を離脱しなければ、韓国国籍を喪失する）。だが、「在外同胞法」は、外国籍コリアンに対して二重国籍に近い「内国民待遇」を盛り込むことが意図されていた。

しかも、締約国の国籍を任意に取得した者は元国籍を喪失することを厳格に規定したストラスブール条約（1963年）が1993年に改定され、欧米諸国では二重国籍を認定する方向が趨勢とされている¹⁹⁾。遠からず韓国政府が重国籍をめぐる関係国との協議に乗り出す、というのもあるが、ちがひあり得ない話ではないであろうし、それは、この地域の国籍や国民の論理に風穴を開け

ることにもつながるだろう。

いずれにしても、国民や国籍による囲い込みや排除、切り分けを支えてきた血統主義や文化・言語の等質性への拘り、そして単一国籍主義という考え方は、21世紀の韓国社会で音を立てて崩れつつある。それは、“国民”についての画一的な見方を前提に常に日本か本国かの選択を迫られてきた在日朝鮮人のあり方にも新しい可能性を開くものだといえるかもしれない。

注

- 1) 文京洙『在日朝鮮人問題の起源』クレイン, 2007年。
- 2) 「朝鮮人は戦前、どのように来日し、生活してきたか」(田中宏, 板垣竜太編『日韓, 新たな始まりのための20章』岩波書店, 2007年) 71ページ。
- 3) こうした在日朝鮮人の形成, および戦後の帰還・定着の経緯については, 拙稿「在日朝鮮人問題の起源」(佐藤誠, A・J・フィールドング編『移動と定住 日欧比較の国際労働力移動』同文館, 1998年)を参照。
- 4) 金太基「米国の対在日朝鮮人占領政策——政策形成過程を中心に」『思想』(1993年12月号) 岩波書店。
- 5) 正式には第438号民事局長通達「平和条約の発効に伴う朝鮮人・台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理」。
- 6) 前掲『在日朝鮮人問題の起源』の「IV国籍と参政権」などを参照。
- 7) テッサ・モーリス＝スズキ「冷戦と戦後入管体制の形成」伊藤茂訳, 『前夜』3号 2005年。
- 8) 金敬得・金英達『韓国・北朝鮮の法制度と在日韓国・朝鮮人』日本加除出版 1994年, 1ページ。
- 9) 玄武岩「東アジアにおけるコリアンネットワーク, その歴史と現在——越境する民とメディアのネットワーク」博士学位論文(東京大学大学院人文社会系研究科 2006年提出) 180ページ。
- 10) 金敬得・金英達, 前掲書, および伊地知紀子編『金英達著作集 I 創氏改名の法制度と歴史』明石書店, 2002年 142ページ。
- 11) 全宰鎬「세계화 시대의 한국의 정체성의 변화 (世界化時代の韓国のアデンティティの変化)」손호철 엮음 “세계화 국가 시민사회” 이매진, 2003년, 254ページ。
- 12) 吉澤文寿『戦後日韓関係: 国交正常化交渉をめぐる』クレイン, 2005年, 39ページ。
- 13) 北朝鮮と日本とのこの奇妙な「協力関係」については, テッサ・モーリス＝スズキ『北朝鮮へのエクソダス: 「帰国事業」の影をたどる』(朝日新聞社, 2007年) が豊富な資料と証言を通して詳しく描いている。
- 14) 84年の韓国籍の出生者は9,363人であったが85年には4,838人とほぼ半減した。
- 15) 坂中英徳「在日は「朝鮮系日本国民」への道を」(『中央公論』2003年7月号)などを参照。
- 16) 2000年7月には, 連立与党を構成する公明・保守の両党が「永住外国人の地方選挙権付与法案」を国会に提出したが, 一部の自民党議員や学者・ジャーナリストなどの反発がにわかにより, 実現まで「あと一歩」のところまで足踏み状態にある。
- 17) 正式には「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」で, その対象を韓国国籍保持者や韓国国籍をもっていて離脱した外国人(コリアン・アメリカンなど)とし, 建国以前に海外に移住し韓国国籍を持ったことがない中国朝鮮族・ロシア高麗人が対象とされなかったことから外国人差別法と非難され, 2001年憲法不合致判決が出て2004年に改定されている。
- 18) 全宰鎬, 前掲書, 269ページ。
- 19) 金敬得, 前掲書, 175ページ。